

49

戸田市告示第**377**号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市の区域内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更する旨、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、令和3年11月1日からその効力を生じる。

令和3年9月22日

戸田市長 菅原 文仁